

議案第 58 号

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画が変更されたことに伴い、建築物の高さに関する制限に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(令和2年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「事業及び」の次に「同法」を加える。

第7条中「25メートル」を「20メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部大阪都市計画駒ヶ谷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(建築物の用途に関する制限)</p> <p>第4条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 工場の用(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬の事業及び同法第15条第1項の規定による許可を要する産業廃棄物処理施設の用を除く。)に要する建築物</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p>(建築物の高さに関する制限)</p> <p>第7条 建築物の高さは、<u>20メートル</u>以下でなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(建築物の用途に関する制限)</p> <p>第4条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 工場の用(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬の事業及び第15条第1項の規定による許可を要する産業廃棄物処理施設の用を除く。)に要する建築物</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p>(建築物の高さに関する制限)</p> <p>第7条 建築物の高さは、<u>25メートル</u>以下でなければならない。</p> <p>以下省略</p>